

# 後期高齢者医療保険 被保険者(※1)の皆さんへ

## 後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率が決まりました

(※1) 65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入した方を含みます。

被保険者均等割額	所得割率
54,316円	10.49%

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用のうち、約5割を国・県・市町村の公費で、約4割を現役世代の方が加入する医療保険の支援金で負担しており、被保険者の皆さんに負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加していますが、基金を活用することにより、皆さんにご負担いただく保険料率を引き下げとしました。

令和2年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、7月初旬に決定する予定です。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止などによる確定申告期間の延長などにとまないと、7月初旬の決定後に前年中の所得が確定した場合は、保険料額について変更の可能性があります。

## 今年度から保険料軽減が変わります

### ■後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、以下の2つで構成されています。

- ①均等割…全員に納めていただく定額部分(1人あたり54,316円)
- ②所得割…所得に応じて納めていただく部分(賦課のもととなる所得金額×10.49%)

### ■令和2年度の被保険者均等割額の軽減について

「均等割」については、軽減措置があります。令和元年度に8割軽減・8.5割軽減の対象であった方は、これまで国の特例措置により軽減割合が上乘せされていましたが、令和元年度から段階的に制度本来の7割軽減に戻す見直しが行われており、令和2年度は下記のとおり見直しを行います。

世帯主と同一世帯内の被保険者の 総所得金額などの合計額(※2)	軽減の割合		軽減後の被保険者均等割額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度(※3)	令和2年度
33万円以下で、被保険者全員が年金 収入80万円以下かつ、そのほかの所得がない	8割	7割	10,878円	16,294円
33万円以下で、上の基準に該当しない	8.5割	7.75割	8,159円	12,221円

(※2) 総所得金額などの合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。

ただし、世帯主や被保険者が65歳以上で、公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

(※3) 令和元年度 均等割額 54,394円

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800  
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112